

渇水による給水制限カレンダー

- 減圧調整を始める
- 8時間断水
- 12時間断水
- 16時間断水
- 19時間断水
- 断水の全面解除

3日間
21日間
39日間
61日間

平成6年 7月							8月							9月							10月							11月								
						1	2			1	2	3	4	5	6					1	2	3						1				1	2	3	4	5
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12		
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19		
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26		
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30									
31																					30	31														

約4か月間の給水制限の影響

減圧調整（水道水を給水する圧力を下げて水の出る量を少なくする）

- 水が出にくい、濁った水が出る
- ホテルや事業所などの水量調整
- 学校・公営プールの使用停止
- 洗濯機の使用抑制の要請
- 農業用水の節水要請 など

8時間断水

- 市民のための臨時給水所を小中学校に設置
- 道後温泉の営業時間を短縮
- 農業用水の上水道への転用
- 飲料水の衛生確保のための塩素量を増やす など



市民のための臨時給水所

12時間～16時間断水

- 保育園給食の衛生対策（使い捨て容器、パン食中心）
- 水冷式大型エアコンの停止
- 小中学校の部活の停止 など



19時間断水

- 消火栓の使用が困難、タンク車等による消防用水の確保
- 市民から善意の井戸水を募集
- 福祉センターの利用制限・休館
- ミニデイサービス（入浴）の一部停止
- 小中学校の給食の献立変更（パン、牛乳、小魚の詰め合わせ等）、紙容器使用、水筒による飲料水の各自持参
- 工場の操業短縮や一部製造ライン停止 など



善意の井戸水の提供



学校給食がパンや牛乳など、水を使わないメニューになった時の様子

平成6年の渇水と給水制限になった場合の対処法